

(ウ) 改善指導等

法定検査で「不適正」と判定された1,826基については、各地域振興局等が立入検査等を実施し、判定結果に基づく改善指導を行いました。

不適正と判断された浄化槽については、放流水を採取しBODの分析を行い基準値を超えたものについては、文書による指導を行いました。

(エ) 浄化槽保守点検業者登録条例

浄化槽法第48条の規定に基づいて「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」を制定し、昭和61年4月1日から施行しています。

平成20年度末現在、75業者が登録されています。

(2) 対策

① ごみ処理

ア ごみの広域処理の推進

国においては、平成17年度に循環型社会形成推進交付金制度を創設し、市町村等が、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることとしています。

県においては、平成18年3月に策定した県廃棄物処理計画等に基づき、溶融固化を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ及び最終処分場など、市町村等における施設の計画的な整備を促進しています。

イ ごみ減量化・リサイクルの推進

国においては、これまで、廃棄物処理施設整備緊急基本法に基づき、昭和38年度から8次にわたり廃棄物処理施設整備計画を策定し、リサイクル関連施設等の計画的な整備を進めてきましたが、平成15年6月に改正公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、新たに廃棄物処理施設整備計画に係る規定が設けられたことに伴い、平成20年3月に、平成20年度～平成24年度を計画期間とし、計画期間中の事業実施目標等を定めた新たな整備計画を定め、この計画に基づいて、リサイクル関連施設等の整備を推進しています。

また、平成9年に改正された廃棄物処理法（平成9年6月18日公布）でも廃棄物の適正な処理の確保とともに減量化・リサイクルがその重点事項となっており、さらに、容器包装リサイクル法（平成12年4月から）、家電リサイクル法（平成13年4月から）、自動車リサイクル法（平成17年1月から）が本格施行されています。ごみ減量化・リサイクル対策は、県民、事業者、行政が一体となって取り組まなければならない課題であり、「県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。

② し尿処理

県民の日常生活に伴って生ずる生活排水については、全量処理施設での処理を図るため、施設の整備及び広域的な処理体制の確立に努めることとしています。

また、平成9年度からし尿とともに生ごみをリサイクルする汚泥再生処理センターが、

国庫補助対象となったことから適正処理に加えリサイクルを促進することとしています。

一方、県民の水洗化志向は根強いものがあり、今後とも浄化槽の設置基数は年々増加していくものと予想されます。

浄化槽は、製造、施工、保守点検、清掃、使用が適正に行われていてこそ、その機能を発揮するものであることから、設置者、施工業者、維持管理業者等に対する意識の啓発が不可欠です。

こうしたことから、関係団体等との連携を図り、管理者技術講習会・設備士講習会などの講習会を定期的に実施するとともに、法定検査の励行並びに立入調査等を通じた維持管理指導に努めることとしています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物処理計画に、生活排水処理計画を盛り込むことが市町村に義務づけられており、引き続き、生活排水処理の有効な施設である合併処理浄化槽の整備を一層推進する必要があります。

3 産業廃棄物の現状と対策

(1) 現状

① 産業廃棄物の発生状況

平成17年の県内における産業廃棄物の発生量は、8,767千トンと推計されます。

業種別の排出状況は、表1-85に示すとおり、農業系廃棄物が約5,925千トンで最も多く、次いで製造業系1,277千トン、建設業系840千トンと続き、以下、鉱業、サービス業の順となっています。種類別の排出量は、表1-86に示すとおり、動物のふん尿が5,915千トンで最も多く、次いで汚泥887千トン、がれき類782千トンと続き、以下、廃酸（焼酎粕など）、動植物性残さ、木くずの順となっています。

② 産業廃棄物の処理状況

動物のふん尿については、そのほとんどが肥料として利用されており、汚泥やがれき類等については、中間処理によって約72万トンが減量化され、直接又は中間処理された後、再利用されるものが約88万トン、最終処分場での埋立や海洋投入による処分量が約7万トンとなっています。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理施設としては、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物を最終的に自然界に戻すための最終処分場などがあり、県内の施設の設置状況は表1-87に示すとおりであり、中間処理施設が429件、最終処分場が32件となっています。

中間処理施設では、木くず又はがれき類の破碎施設が262件と最も多く、全中間処理施設の半数以上を占め、次いで汚泥の脱水施設が86件などとなっています。

また、最終処分場ではがれき類など安定5品目を処分する安定型最終処分場が31件とそのほとんどを占め、汚泥等を処分する管理型最終処分場は自社専用施設の1件となっています。

表 1-85 産業廃棄物の業種別排出量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成10年度	平成13年度	平成17年度
種 類				
農 業		6,549	5,683	5,925
鉱 業		172	170	184
建設業		800	1,390	840
製造業		1,027	1,153	1,277
運輸・通信業		4	4	7
電気・ガス・水道業		16	16	17
サービス業		33	44	70
その他の		616	611	447
合 計		9,217	9,071	8,767

表 1-86 産業廃棄物の種類別発生量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成10年度	平成13年度	平成17年度
種 類				
燃 料		7	7	9
汚 泥		919	1,029	887
廃 油		10	11	16
廃 酸		271	308	532
廃 アルカリ		41	44	31
廃 プラスチック類		30	28	30
紙 くず		9	9	6
木 くず		45	102	114
繊維 くず		0	0	0
動物性残さ		315	390	242
金属 くず		32	33	51
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		41	40	45
鉱 さい		148	147	88
が れ き		777	1,215	782
ば い じん		1	1	0
動物のふん尿		6,533	5,667	5,915
動物の死体		9	10	6
特別管理産業廃棄物		29	30	13
合 計		9,217	9,071	8,767

表 1-87 産業廃棄物処理施設設置状況

（単位：件）

年 度		平成元年度	平成20年度
処理施設			
中間処理施設	汚 泥 の 脱 水 施設	55	86(19)
	汚 泥 の 乾 燥 施設	1	3(0)
	汚 泥 の 焼 却 施設	5	3(0)
	廃 油 の 油 水 分離 施設	2	4(1)
	廃 油 の 焼 却 施設	0	3(0)
	廃酸・廃アルカリの中和施設	10	9(2)
	廃プラスチック類の破碎施設	1	25(3)
	木くず又はがれき類の破碎施設	-	262(49)
	廃プラスチック類の焼却施設	13	7(3)
	その他の焼却施設	0	19(6)
最終処分場	コンクリート固形化施設	1	1(0)
	シ ー ンの 分解 施設	8	7(1)
	小 計	99	429(84)
	安定型最終処分場	19	31(9)
最終処分場	管理型最終処分場	3	1(0)
	遮断型最終処分場	0	0(0)
小 計		22	32(9)
合 計		121	461(93)

（ ）は、鹿児島市分で内書

④ 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物は、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。自らそれを処理できない場合にあっては、知事等の許可を受けた専門の処理業者に委託して処理することができることとされています。

産業廃棄物の処理業者として知事又は鹿児島市長の許可を有する者（許可の数）は表1－88、表1－89のとおりであり、平成20年度末で知事の許可が2,324件、鹿児島市長の許可が1,129件、合計して3,453件となっています。

許可の種類別にみると、知事許可、鹿児島市長許可とも収集・運搬業が圧倒的に多く、合計して3,089件と全許可件数の約89%を占めています。

表1－88 産業廃棄物処理業の許可状況（1）

（知事許可分）

年度 業種	平成 元年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
収集・運搬	274	1,165	1,352	1,520	1,657	1,802	1,914	2,126	1,980	2,039	2,046
中間処理	49	179	186	201	226	252	265	279	253	247	252
最終処分	26	34	32	32	32	32	27	27	30	29	26
計	349	1,378	1,570	1,753	1,915	2,086	2,206	2,432	2,263	2,315	2,324

表1－89 産業廃棄物処理業の許可状況（2）

（鹿児島市長許可分）

年度 業種	平成 元年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
収集・運搬	171	561	638	711	764	820	860	933	989	1,027	1,043
中間処理	11	40	46	54	61	66	66	77	77	74	77
最終処分	10	8	8	8	8	6	10	12	13	10	9
計	192	609	692	773	833	892	936	1,022	1,079	1,111	1,129

（2）対策

① 鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針

社会経済活動の活発化に伴って大量に発生する多種多様な産業廃棄物を県民の理解と信頼を得ながら適正に処理し、良好な生活環境の保全と健全な経済活動の発展を図るため、総合的な産業廃棄物行政推進の指針として、平成9年12月に「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」を策定しました。

（主な内容）

ア 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進

イ 県内完結型の産業廃棄物処理の推進

（ア）県内処理体制の整備等

a 安定型最終処分場の整備促進

b 管理型最終処分場の整備推進

c 中間処理施設の整備促進

d ミニ処分場の適正化

e 最終処分を目的とした県外産業廃棄物搬入の抑制

（イ）産業廃棄物処理の適正化

（ロ）排出事業者処理責任の確立

（ハ）不法投棄対策の推進

ウ 普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

② 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る問題等に対処するため、平成3年4月1日に「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」を制定しています。

(指導要綱の規定内容)

ア 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の実施

イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の実施

ウ 不法投棄対策

エ 事故時の措置

オ この指導要綱を遵守しない場合の勧告及び公表

③ 立入調査及び収去試験

金属等（有害物質）を含む産業廃棄物は、環境保全上重大な影響を及ぼすおそれがあることから、最終処分場や焼却施設等については、定期的な立入調査を行った上で処理体制の把握に努めるとともに、それぞれ浸出水や燃え殻等について収去試験を実施しています。

なお、平成20年度の収去試験実施状況は表1－90のとおりです。

表1－90 収去試験実施状況（平成20年度）

業 種 等	試料名	検体数	事業所
産業廃棄物最終処分場	浸透水	25	25
	浸出水	2	1
中間処理施設・排出事業者	汚 泥	7	5
周辺環境影響調査	地下水、井戸等	12	2
焼却施設ダイオキシン類調査	ばいじん、燃え殻	16	16
合 計		62	49

④ 不法投棄防止対策の強化

廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民への啓発を図るとともに、関係部局・機関との協調のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応並びに廃棄物の適正処理指導に努めています。

平成20年度においても、県警本部、第十管区海上保安本部、(社)鹿児島県産業廃棄物協会と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施や(社)県建設業協会との産業廃棄物の不法投棄等の情報提供等に関する協定の締結、テレビCM、ラジオCM、ポスター作成、広報番組等の取組を実施しました。

⑤ 啓発活動

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っていくためには、排出事業者・処理業者のみでなく広く県民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、講習会、